

様式第2号(第3条関係)

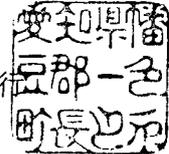
公文書開示決定通知書

16色総発第442号

平成16年5月26日

榊原悟志様

一色町長 大河内光行



平成16年5月12日付けで開示の請求のありました公文書については、次のとおり決定しましたので、一色町情報公開条例第10条第1項及び第2項の規定により通知します。

公文書の名称	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する文書
決定の内容	①審判の請求手続等の詳細(被後見人等対象者の決定基準等を含む)を定めた要綱、内規等…不開示 ②審判請求及び成年後見制度活用に係る平成15年度及び平成16年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書…開示 ③平成12年度から平成15年度の各年度ごとの審判請求実績(件数及び費用)を記した文書…不開示
部分開示・不開示とした理由	①は、該当する公文書が存在しないため ②は、請求実績がないため
開示の実施の方法	写しの送付
開示の実施に要する費用の額	写しの作成に要する費用 20円
開示の日時	
開示の場所(担当部課等)	健康福祉部 福祉課 電話 0563-72-9605 内線245

※ この決定に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、一色町長に対して異議申立てをすることができます。

榊原 悟志 様

一色町 総務部 総務課

手数料の納入場所について

お手数料をおかけしますが、情報開示に係る費用の納入は、同封の納入通知書を添えて次の金融機関等でお願ひします。

なお、その他の金融機関等で納入する場合は、別途振込み手数料が必要となります。

記

UF J 銀行	一色漁業協同組合
名古屋銀行	栄生漁業協同組合
愛知銀行	衣崎漁業協同組合
岡崎信用金庫	一色うなぎ漁業協同組合
西尾信用金庫	愛知、三重、静岡、岐阜の各郵便局
三河信用組合	一色町役場
西三河農業協同組合	

担当 一色町 総務部 総務課 糟谷
電話 0563-72-7111 (内線 332)